○東京藝術大学大学院国際芸術創造研究科開設授業公欠の承認 基準

平成30年4月12日 教 授 会 決 定

(趣旨)

第1条 この基準は大学院国際芸術創造研究科の学生が授業を欠席する場合に おいて、特別の事由により公欠する場合の取扱いについて必要な事項を定め るものとする。

(定義)

第2条 公欠とは、特別の事由により国際芸術創造研究科(以下「研究科」という。)が認めた公の授業欠席をいう。

(特別の事由)

- 第3条 前条に定める特別の事由は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 忌引(父母:7日間、兄弟姉妹及び祖父母:3日間)
 - (2) その他研究科教授会が認めた特別事由

(承認手続)

- 第4条 前条に定める特別事由に該当する場合は、研究科教授会の承認があったものとみなす。但し、第2号に該当する場合は、個別に研究科教授会の承認を得なければならない。
- 第5条 特別の事由に該当して授業を欠席する場合は、当該学生が別に定める 欠席届を原則として事前に当該科目の担当教員に提出しなければならない。 (公欠の例外)
- 第6条 特別の事由に該当する場合でも、欠席しようとする授業が集中講義科 目のときは、公欠として認めない。

(公欠の処理)

第7条 公欠をした場合、当該公欠の授業時数(回数)は、当該科目の総授業時数に算入しない。

(実施細則)

第8条 この基準に定めるもののほか、公欠の取扱いに関して必要な事項は、 研究科教授会の定めるところによる。

附則

この基準は、平成30年4月12日から施行する。